

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡しください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】



No.21-059
2021年 11月22日

安保破棄中央実行委員会
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

2022年5月「基本方針」閣議決定、9月全面施行

「土地利用規制法」へのとりくみを 「共同行動」が3つの呼びかけ

「土地利用規制法」に反対する市民（今年6月）



「国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動」（事務局団体・憲法共同センター・安保破棄中央実行委員会）は、「土地利用規制法」の発動を許さず廃止を実現するために当面3つの行動を呼びかけました。

法律の全面施行は2022年9月からで、「注視区域」などが公表されます。現在、内閣府の部局がその作業を進めています。来年5月までに「基本方針」が閣議決定され、政令や省令が作成される予定です。地方自治体の協力がなければ法案の実施に関わる情報を集めることはできません。

自治体議会での「法廃止を求める意見書」、「土地利用規制法に協力しない」宣言の採択や、政府からの協力内容を明らかにさせることなど、来年の全面実施に向けて、各地域・団体でのとりくみが重要になっています。

当面の3つの行動は、(1)自治体議会での意見書採択等のとりくみ。法の廃止や見直しなどの意見書ができない場合でも、地元自治体の意見聴取を求める意見書など可能とするとりくみが求められます（参考例別記）。(2)影響を受ける不動産業者などとの共同の追求。「特別注視区域」に指定された地域の不動産の下落が懸念されます。(3)リーフレットの活用で学習の強化。共同行動で作成した「あなたを監視する土地利用規制法」のリーフレットを活用した学習会などをお願いします。

とりくみ要請文書、規制法の関連資料、地元自治体の意見聴取を求める意見書参考例などは、安保破棄中央実行委員会のホームページに掲載しています。

大軍拡に反対する院内集会

日時：12月1日（水）14:00～16:30

会場：参議院 B109（定員 78人）

参加規模：コロナ禍でもありますので、最大 40人 とします。

主催団体：安保破棄中実委/憲法共同センター/憲法会議/平和委員会/国民大運動/の 5 団体

Zoom でご参加の方はこちらから ミーティング ID: 835 7907 2482 パスコード: 403502

*国会情勢報告 *講演「岸田大軍拡内閣の本質」
講師 神戸女学院大学石川康宏教授 他

地元自治体の意見聴取を求める意見書の参考例

「土地利用規制法」に基づく注視区域の指定に当たり
地元自治体の意見聴取を求める意見書

本年6月の通常国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（略称「土地利用規制法」）は、来年9月の施行に向けて政府・内閣府において作業が進められ、その「基本方針」の策定は来年5月までとされている。

この法律の施行により、「注視区域」「特別注視区域」に指定されれば、土地の所有や利用にかかわる住民の生活や営業に影響が生じることが予想される。とりわけ、不動産業種にあつては、「特別注視区域」に指定されただけで重要事項説明義務が課せられるなど、取引価格にも大きな影響が生じることが指摘されている。

このように、この法律は「重要施設」を抱える当該自治体にとっても大きな問題である。とりわけ、政府が行なう調査の範囲や方法、「機能を阻害する行為」の定義などが、今後政府が決定する「基本方針」などにゆだねられており、住民と自治体の実情と要望を反映させることは極めて重要である。

本法律が衆参両院で可決された際に採択された付帯決議においては、「一、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。」とされている。

本法律の「基本方針」に地方公共団体の意見聴取を盛り込み、当自治体の意見が反映するよう強く求めるものである。

リーフレットの活用で学習の強化を

共同行動で作成した「あなたを監視する土地利用規制法」のリーフレットを活用した「学習会」などで、普及をお願いします。

リーフレットの注文先は、安保破棄中央実行委員会へ電話、FAX、メールをお願いします。